

税制調査会 第3回専門家委員会議事録

日 時：平成22年4月7日（水）16:00～

場 所：合同庁舎4号館共用第一特別会議室

○神野委員長

それでは、定刻になりましたので、第3回専門家委員会を開催したいと存じます。

本日の審議に入ります前に、念のため、前回申し上げました進め方についての確認をさせていただきますと、当面今月中を目途に前回議論いたしました所得課税に加えて、消費課税、法人課税、消費課税など、主要な税目について一当たりサーベイをして、過去の内外の税制改革の評価や、更に今後の評価、それからそれを念頭におきながら今後の税制改革の課題などについて議論を進めておきたいと思っております。

その際、我が国の税制改革の課題や今後の改革の方向性に関しましては、既に昨年末に閣議決定されました平成22年度税制改正大綱の第3章で示されております方向性を踏まえて、皆様方の専門的及び実務的な見地から御議論を積み重ねていただいて、アジェンダを提示していきたいと考えております。

それでは、本日の議論に入りますが、本日は前回議論いたしました個人所得課税と同じように再分配機能を有しております資産課税から議論を進め、引き続いて法人課税について議論をしていきたいと思っております。

それでは、早速でございますけれども、時間もございませんので、事務局から資料の御説明をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

この資料は4月5日に開催いたしました基礎問題検討小委員会における検討を踏まえて準備をいたしております。前回同様に資料が大部にわたっておりますので、委員の皆様方には事前にお送りしておりますので、事務局の方から簡潔に御説明していただければ幸いです。

それでは、資産課税につきまして、財務省主税局の小野企画官から御説明をいただければと思います。よろしく願いします。

○小野主税企画官

小野でございます。よろしく願いいたします。

それでは、資料（資産課税）というものがあろうかと思います。そちらを基に御説明いたします。

表紙を開いていただきまして、1ページ目は後で御説明いたします。2ページ目をお開きいただきたいと思います。

最近における相続税の課税割合・負担割合、税収の推移という表を付けてございます。棒グラフが税収の推移でございます。直近平成22年の予算ベースですと、1兆2,710億円という数字でございます。

ピーク時を見ていただきますと平成5年度、2兆9,377億円ということで、約3兆円あったわけですが、それが半分以下という水準になっているということでございます。

折れ線グラフが2つございまして、下の方のえんじ色のグラフでございます。こちらが課税割合を示したものでございまして、課税割合は亡くなった方のうち、相続税を納めていただいている方がどのくらいおられるかという数字でございます。直近の平成19年の数字で4.2%ということで、100人のうち4人の方に相続税を納めていただいているということでございます。

これもやはり過去の数字を見ていただきますと、昭和62年の7.9%というのがピークでございまして、それに比べますと半分程度に下がってきている。

更に、バブルの前である昭和58年辺りの5.3%という数字と比べましても低い数字になっているということでございます。

上の緑の折れ線グラフが負担割合というものでございまして、合計の課税価格に占めるところの税額の割合ということでございます。この数字は平成19年が11.9%でございますが、これもピーク時平成3年が22.2%ということでございまして、これも半減しているという状況。更に昭和58年14.3%と比べましても低い水準になっているということでございます。

その背景を示したものが次のページの3ページ目でございます。3ページ目は、折れ線グラフが3つございますが、これは地価公示の価格指数を示したものでございまして、便宜上昭和58年を100とした指数でお示ししています。3大圏の商業地、一番太い線でごらんいただきますと、昭和58年を100としたものが、ピーク時平成3年には336という数字になりまして、その後、ずっと下落してまいりまして、平成22年の数字で72.9という水準になっております。

その中で水色の階段状の折れ線を示しておりますけれども、これが相続税の基礎控除の水準を示したものでございます。バブルによって地価が高騰するに伴いまして、相続税の負担が急激に重くなるということで、累次基礎控除の水準を上げてまいりました。

一番下のところに数字が書いてございますけれども、昭和63年までは基本的に2,000万円の定額控除プラス法定相続人の数に400万円をかけた数字が基礎控除となっていたわけですが、昭和63年に4,000万円、平成4年に4,800万円、平成6年に5,000万円ということで、順次引き上げられてまいりました。

平成6年に引き上げられた水準がそのまま存置されているという状況でございまして、こうした状況が前のページでお示したような課税割合あるいは負担割合の低下といったような背景につながったということでございます。

4ページ目をごらんいただきますと、今の基礎控除に加えまして、もう一つ小規模宅地等の特例というものがございます。これは被相続人の事業あるいは居住の用に供

されていた宅地等について、相続税の課税価格を減額するものでございまして、昭和58年に制度として創設されております。

当初の減額割合は事業用4割、居住用3割という水準だったわけですがけれども、先ほどの基礎控除を上げていくのと軌を一にして、こちらの方の減額割合も順次上げてきたという経緯がございます。

その結果、現時点で事業用、居住用とも減額割合は80%、更に適用対象面積も順次引き上げられてきているという状況でございます。

5ページ目をごらんいただきたいと思っております。5ページ目は、税率構造の推移をお示ししたものでございまして、こちらも基礎控除の水準の引上げに伴いまして、最高税率を下げてきている。あるいは刻みを緩くしてきているということございまして、63年以前に最高税率75%、刻みが14段階であったものが、現在は最高税率50%の6段階ということになってきております。

6ページ目は、今の税率構造の推移を若干詳細に絵にしたものでございます。省略いたします。

7ページ目をごらんいただきますと、今、申し上げましたような負担割合の推移を図にしたものでございまして、これは、配偶者とお子様2人が相続人になっているというケースで計算したものでございます。

一番上のグラフが昭和63年以前、一番下のグラフが現行ということございまして、矢印の前後にもございますけれども、昭和62年ですと、平均課税価格が1.4億円でございましたけれども、その場合の負担割合が、平均的な負担割合ということですがけれども11.1%だったものが、平成19年になりますと5.8%ということ負担割合が低くなってきているということが見て取れるかと思っております。

8ページ目をごらんください。今、申し上げましたような制度改正が具体的に、どのような形で税負担に反映しているかということを見たものでございます。

商業地と住宅地がございます。上の方の商業地で御説明いたします。千代田区の土地の例でございまして、事業用の土地200平米、評価額3億2,400万円のものプラス金融資産等で1億円ある方の相続税の負担を比較したものでございます。

平成21年の制度、地価の下で計算いたしますと、この場合の相続税額592万円ということございまして、相続財産全体に占める割合は1.4%程度ということになっております。

例えば、同じところで平成3年のところをごらんいただきますと、相続税額の計算が1億8,918万円ということになっております。このケースですと、その他財産が1億円ということですので、これは土地を何らかの形で処分しないと相続税が払えないというような状況になったということございまして、そういう時期から見ますと、相当程度負担は軽減されてきているということが見て取れるかと思っております。

9ページ目でございます。これは家計の資産残高の推移を示したもので、上が実物

資産、下が金融資産でございます。地価の下落ということが背景でございますけれども、実物資産の割合が減ってきているということ、それから金融資産の割合が基本的に上昇してきておりまして、近年では実物資産を上回るという状況になってございます。

それを別の観点から見たものが次のページの 10 ページでございます。こちらは相続税を納めていただいている方のデータで見たものでございますけれども、相続財産の中の種類別の財産価格を見たものでございます。特にバブル期にかけて、土地の割合が非常に高くなっているのが特徴的で、地価の下落に伴いまして、土地の割合が下がってきています。

他方で、真ん中の有価証券あるいは現預金等という金融資産の方が割合、金額ともに増加傾向にあるということが見て取れます。

11 ページにつきましては、世帯別の数字でございますけれども、年齢階級別の資産残高を見てみたものでございます。上に出ているグラフが金融資産と実物資産、下の方に負債を示しておりまして、グラフの下に「資産－負債」ということで、純資産を示しております。

一番右側、全世帯の平均を見ていただきますと、3,900 万円という数字でございます。その隣の 70 歳以上の、いわゆる高齢者世帯を見ていただきますと約 5,900 万円ということで、全世帯平均の 1.5 倍程度の資産を高齢者世帯の方が持っていたいただいているということでございます。

12 ページ目は、70 歳以上の世帯のものを資産額階級別に分解して見たものでございます。

ここまで見ていただきまして、恐縮ですけれども、1 ページ目にお戻りいただきたいと思っておりますけれども、1 ページ目に、22 年度税制改正大綱の資産課税の部分をお示ししております。そこの前段の途中ぐらいから「バブル期の地価急騰に伴い、相続税の対象者が急激に広がったことなどから、基礎控除の引上げや小規模宅地等の課税の特例の拡充により、対象者を抑制する等の改正が行われました。地価が下落したにもかかわらず、基礎控除の引下げ等を行われてきませんでした。そのため、相続税は 100 人に 4 人しか負担しない構造となり、最高税率の引下げを含む税率構造の緩和も行われてきた結果、再分配機能が果たせているとは言えません。また、金融資産の増加などの環境の変化が見られます。」ということをお示ししてきたわけでありませ

す。その後ですけれども「今後、格差是正の観点から、相続税の課税ベース、税率構造の見直しについて平成 23 年度改正を目指します。」というのが、今年の税調での議論の結果でございます。

13 ページ以降につきましては、17 ページまで相続税の基本的な資料でございますので、お時間のあるときにごらんいただければと思います。

18 ページ目でございますのが、中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律に基づきまして、非上場株式に係る相続税の納税猶予というものを昨年の税制改正で入れております。中小企業者の事業継続への配慮というものでございます。

次のページが農地に係る相続税の納税猶予の特例でございます、こちらは昭和 50 年以來継続しておるものでございます。

20 ページ目でございます。20 ページ目に、いわゆる課税方式の絵を付けております。下の方に書いてありますのが諸外国の方式でありまして、下の左側がいわゆる英米の遺産課税方式、右側が大陸系の遺産取得課税方式でございます。

我が国の方式は、法定相続分課税方式ということで、両者を折衷したような形になっておりまして、課税方式につきましては、旧政府税調でもいろいろな議論が行われたところでございます。

21 ページ以下は贈与税の資料を付けてございます。21 ページから 25 ページまで贈与税の資料でございます。説明は省略いたします。

26 ページ以降につきましては、相続税の課税の適正化という観点から、まず、26 ページは、今年、いわゆる定期金に関する権利の評価が、昭和 25 年以來見直されていなかったものを見直したというものでございます。御参考でございます。

27 ページは、法人等を通じた贈与税等の租税回避防止措置ということで、こういう規定があるというものです。

最後 28 ページ目は、法定調書として、こういうものを取っているというものでございます。御参考でございます。

私からは、以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。それでは、引き続き、資産課税のうち地方税について、総務省自治税務局の後藤固定資産税課長から御説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○後藤固定資産課税課長

後藤でございます。資料（資産課税 [地方税]）というものをお開きいただきたいと存じます。

めくっていただきまして、1 ページ目ですが、税制改正大綱の抜粋を載せさせていただいております。固定資産税が市町村税収の 42.5%、基幹税目であるということ。

それから、特に地方税の中でも、いわゆる政策税制措置、課税標準の特例等が多く設けられているということでございますので、この点について言及がされております。租税特別措置の見直しに関する基本方針による見直しに加え、長期であるとか、少数もしくは小額のものについて、今後 4 年間で厳格に見直していくといったことが盛り込まれているわけでございます。

あと、最後の辺りで、負担調整の在り方あるいは評価についても簡単に言及がされ

ているということでございます。

次のページでございますが、固定資産税、それから都市計画税の概要を載せさせていただきます。

固定資産税、市町村税でありまして、課税客体としては土地、家屋及び償却資産であるということでありまして。

特に括弧で載せておりますが土地に関しては1億8,000万筆くらい、あるいは家屋についても約6,000万棟という非常に多くの課税の対象に対して、毎年価格を決定し台帳に登録し、課税徴収といった税務事務を行っているということで、市町村の事務として非常に膨大なものを毎年処理しているということでございます。

それから、課税標準として価格ということで適正な時価とされているということもありまして、その評価というものが重要であるということでありまして。

土地と家屋につきましては、3年ごとに評価替えを行っております、直近では平成21年度、昨年度に評価替えを行ったところでございます。

税収規模ですけれども、約8兆8,000億円ということで、非常に大きゅうございます。

その辺りは次に載せてございまして、3ページ、税収の最近の動向でございます。この棒グラフ、下の方から土地、家屋、償却資産というふうに分けてございまして、20年度までは決算額、21年度、22年度に関しては、地財計画ベースの見込み額ということで、そこで若干不連続のところがございますけれども、安定的に推移をしているということと、○を付けてございますのが、先ほど申し上げた評価替えの年度の3年ごとに当たっているわけですが、この辺りでやや大きく変動しているということが見て取れるかと存じます。

次のページでございます、基幹税目だということを冒頭の税調の大綱のところでも申しましたけれども、市町村税収全体に占める固定資産税の割合を載せたものでございます。

全市町村では約4割ということですが、大都市、これは政令市等、それから一般市、町村、小規模団体に向かうほど税収に占める固定資産税のシェアというものが大きくなっているということが見て取れるわけでございます。

5ページ目、現行の評価の仕組みを載せているものでございます。課税客体、土地と家屋と償却資産と申しましたが、それぞれにつきまして、適切な方法で評価をしているということでありまして。

土地に関しては売買実例価額方式と言ってございまして、実際の売買の実例の価額を基に算定した正常な売買価格、正常な条件の下で成立する取引価格というふうに凡例でも言われているところでございまして、これを基礎として評価する。

具体的には、市街地であれば、路線価方式、市街地以外のところであれば、標準となる宅地を定めて、そこと比準をさせて価格を決定していくというような評価法を取

っているということでもあります。

平成6年度以降は、いわゆる7割評価と申しております、地価公示価格等の7割を目途に評価をするということをしてきております。これは平成元年の土地基本法以降、公的土地評価の均衡化であるとか、適正化といったような要請を受け、行われてきたということでございます。

次に、家屋の評価方法ですけれども、再建築価格方式ということございまして、同一の家屋を新築する場合に必要な建築費というものの基にしまして、あとは経年による減価というものを考慮して評価を行っているところであります。

再建築価格については、屋根とか外壁とか天井等の部分別に評価を積み上げているところでございます。

償却資産につきましては、取得原価方式ということでありまして、耐用年数あるいは取得後の経過年数に応じた減価償却を考慮して価格を決定しているところでございます。

6ページを見ていただきたいと思います。これは、商業地等における評価額に対する課税標準額の水準を示したものであります。これは平成20年度の各県別の割合を示したものでありまして、いわゆる7割評価を導入する以前、平成6年以前につきましては、地域地域によって、水準が非常にばらついていたというような指摘があるところでありますけれども、その後の7割評価を着実に実施してきたということと、急激な負担を防ぐための、負担調整措置というものを併せて行ってきたということで、これは20年度の実績でありますけれども、60%台のところ、沖縄県だけ少し下回っておりますけれども、収斂している、その辺りの状況が見て取れるということでございます。

7ページ目は、固定資産税の住宅用地特例について説明したものであります。

3. 経緯のところを書いてございますけれども、昭和48年度、住宅用地特例というものが創設されました。当時の地価の統制というものを考慮して、納税者の負担というものを考慮して設けられたということで、200平米のところ、分かれておりますが、本則の課税標準の3分の1ないし6分の1ということで負担を軽減するという措置が取られております。

8ページ、9ページ目は、冒頭申しました負担軽減措置の関係でございます。地方税法による税負担軽減措置の項目数全体、円グラフを載せておりますけれども、338項目のうち固定資産税、都市計画税の関係が135行目、約4割を占めているということで非常に大きな割合を占めている。

減収額で見ますと、下の方に書いてありますが、地方税全体で1兆3,630億のうち、固定と都計で2,670億というくらいのシェアを占めているということでございます。

最後の9ページですけれども、22年度の税制改正の中で、この見直しがどのように行われたかということを示しているものでございます。

135 件というもののうち手続の特例等を除きたいいわゆる政策的な税制措置というものが 118 件ございまして、そのうち 21 年度末で期限が到来するもの、未到来だけでも、一緒に考慮したもの、合わせて 48 件のうち 33 件、25 件が廃止、8 件が縮減ということで、単純延長は 15 件にとどまったということが結果でございました。

簡単ですけれども、御説明は以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。それでは、最後に、資産課税の国際比較について、財務省主税局の諏訪園調査課長からお願いいたします。

○諏訪園調査課長

それでは、よろしく申し上げます。資料（資産課税の国際比較）について御説明したいと思えます。

1 ページ目でございますが、前回同様、主要 4 か国の改革について、今回、資産課税についての変遷を整理させていただいております。

アメリカ、レーガン政権の 81 年の法律改正によりまして、遺産税の最高税率の段階的引下げということで、当時最高税率 70%、21 段階だったものを、最高税率 50%で 16 段階のものにという改正や、遺産税の統合税額控除の段階的な引上げなどを行って税負担の緩和ということを行なっております。

それから、1984 年の改正では、最終的に、17 段階、55%ということになり、それから 97 年の法改正においては、遺産税の統合税額控除の段階的な引上げを行っております。

それから、2001 年のブッシュ政権においては、遺産税の段階的縮小及び廃止ということが行われました。

その結果、遺産税は 2010 年現在、一旦廃止されておりますが、この法改正自体が 10 年間の時限立法でございましたので、サンセット条項が付されておりますので、2011 年からは遺産税が復活する。そういう法的構成になってございます。

それから、イギリスでございますけれども、1975 年に遺産税だったものに、相続前 10 年間の生前贈与の財産も含めて課税を行うという形で、そのときに資本移転税と名称が変更され、84 年には、最高税率の引下げが行われました。

そして、86 年には名称の変更で、生前贈与を引き続き含め、かつその期間を 7 年間に短縮した上で相続税と変わっております。

88 年には、税率構造が一本化されまして、11 万ポンドを超えるものについて 40%という非常に簡素な、フラット化、比例税率化が行なわれております。

その後、インデクセーション以上の減税を行ったり、ゼロ税率適用枠についての減税などが行なわれております。

ドイツでございますが、ドイツは 96 年に、黒ポツが 3 つありますが、最後の資産評価方法の見直し、これは不動産統一評価法、1964 年時点に基づく資産評価の廃止と書

いてございますが、少し右上隣に、1995年に不動産統一評価法に基づく資産評価に対する違憲判決というのが出されております。

当時は、1960年時点での土地評価価格の1.4倍というのを課税ベースとして行っていたようなのですが、その後、30年近く経って、かなり実勢と異なっているということで違憲判決が出されて、その結果、言わば適正な価格で評価しようということになりました。

そうすると、増税になるわけですが、それとの関係で影響緩和という趣旨もあり、基礎控除の引上げ、特別扶養控除の引上げということが行われて、若干の増税、10.7億ユーロの増税となっております。

その後、基礎控除の引上げや、税率の引上げというマイナス、プラス、それぞれの改正、あるいは税率の引上げについて、一部縮減するといったのが、2010年、この間の動きがございました。

フランスでございますが、80年に贈与税について、生前贈与税額控除の引下げというのが行われ、83年にそれが廃止されましたが、一つ飛んだ87年には再び創設という形で復活を遂げております。

一つ上に戻りますと、84年は相続・贈与税の税率の引上げで、最高税率を20%から40%に引き上げるということが行われました。

92年には減税ということで、相続時の累積課税期間の短縮などの改正。

2004年も、贈与税について生前贈与税額控除の拡大という形の減税。

2006年にも相続・贈与税の減税。

2007年も同様に減税が行われたということがございました。

一方で、富裕税につきましては、82年に導入され、一旦廃止された後、89年に再度導入され、あるいは税率引上げが行われるなど、そういう形の資産課税の強化というものも同時に行われているということでございます。

5ページ目でございますが、主要国における相続税、足元で見るとどうなっているかということで、アメリカ、イギリスは遺産課税方式であり、ドイツ、フランスが遺産取得課税方式、税率の刻みはイギリスが非常に簡素化されております。基礎控除等々についてもここに一応比較を掲げさせていただいております。

次の6ページ、相続税の課税割合及び負担割合の国際比較という表でございます。何段かありますけれども、上から3つ目に課税割合という欄がございます。日本は、先ほど説明がありましたように4.2%であるのに対し、アメリカが0.7%と低く、一方でイギリスは5.6%、ドイツ、フランスは17.1%と22.4%です。

ドイツは注にございますように、相続人1人につき1件とカウントしておりますので、少しほかのものとベースが違っているところは御留意いただければと思います。

3つ下がって、負担割合について、日本が11.9%であるのに対し、アメリカ19.7%、イギリス、ドイツ等は日本よりも高いというところでございます。

7 ページ目が主要国の相続税の負担割合ということで、日本だけではなく各国のカーブを、配偶者・子2人というケースで示したものでございます。

主要国における贈与税の概要でございますが、アメリカとイギリスは贈与をした方、贈与者が納税義務者であり、ドイツ、フランスは受贈者が納税義務者でございます。

税率の刻み、イギリスが1本のほか、ほかの国は何段階かで分かれています。累積計算をするという形のものがほかの国では多くなっております。アメリカの場合は、過去すべてにわたって加算する、計算するという形になります。

最後の9 ページでございますが、GDP比で見た相続・贈与税収の推移の各国のものでございます。

以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。付け加えますと、お手元に相続税に関しまして、本日御欠席の三木委員から配布してほしいという依頼がございました記事のコピーを卓上配布いたしておりますので、御参照いただければと思います。

それでは、いよいよ皆様方から御意見をちょうだいしたいと思います。繰り返すようですけれども、80年代以降の内外の税制改革の評価と、それを踏まえた我が国の税制の課題、それから改革の方向、この3つの論点で御意見をちょうだいできればと思います。

もう一度、資産税の資料などで大綱をちょっと御確認いただきますと、資産税の方で申しますと、基礎控除の引上げをしてきたこと、それから小規模宅地等の課税の特例の拡充による課税ベース、それから、この税制大綱では、資産課税については明確に方向性と、23年度改正まで触れておりますので、今後という真ん中辺りから言えば、資産の所得再分配機能をむしろ強める観点から「相続税の課税ベース、税率構造の見直しについて平成23年度改正を目指す。」というふうに指摘がされております。

したがって、税率構造の問題、それから贈与税の在り方、課税の適正化などが縦軸の論点として入ってくるかと思えます。

また、地方税の方に目を移していただければ、地方税の方では、固定資産税について、政策税制措置、それから負担調整措置などが実質的な論点になるかと思えますが、特にどこということもなく、御自由に、しかし少し時間もございませんので、生産的に御議論をちょうだいできればと思います。

それでは、池上委員からお願いします。

○池上委員

資産課税につきまして、平成22年度の税制改正大綱の記述を踏まえて議論することになりますと、例えば相続税ですけれども、格差是正の観点が強調されているわけであり、格差是正を重視する観点から見直しを行うということになりますと、これまで引き上げられてきた基礎控除を例えば引き下げるとか、あるいは税率構造を

見直す。勿論、最高税率という捉え方もありますが、いわゆる税率の刻みの幅を調節するという事も可能なわけですが、そういう税率構造の見直しが必要になると思います。

それから、課税ベースという観点で基礎控除以外のことを申し上げるとすれば、いわゆる個別の資産に対する特例的な取扱い、配られた資料では、例えば生命保険金の非課税枠であるとか、これによって貯蓄を増強する政策が取られてきたということですが、そういったものについて、どこまで必要なのかという見直しを検討する必要もあるだろうと思われます。

相続税を語る場合には、配偶者と子どもという捉え方を分ける必要も実質的にはあるのかと思いますので、実際に配偶者の課税というのは非常にまれなケースであるということで、制度も採られているわけですが、やはり夫婦による資産形成という観点もありますので、そこはやはり考慮せざるを得ないと思います。

それから、贈与税ですが、贈与税はもともと相続税を補完するための税ですから、格差是正ということを重視するのであれば、贈与税についても格差是正の観点を強めなければいけないのですが、景気対策という観点から、最近では住宅ローンの金利を実質的に引き下げるような所得税の税額控除も採られておりますし、あるいは子どもの住宅建設を親が助ける、そのための贈与税の非課税措置というのも実際採られているわけですので、確かに住宅建設を促進する、あるいはそういう住宅を建てる余裕のある人がもっと立派な家を建てるとか、そういったことに対する助成を行って、それによって耐久消費財の購入を促進しようとか、そういった観点がもし取られているのだとすると、それはそれで景気対策なのかもしれませんが、これは一種の格差を次世代に引き継ぐということになりますので、それをいつまで続けるのかという問題は出てくるだろうと思います。

あと、住宅用地についての話が少しあったのですが、相続税についても、固定資産税についても、特例措置、減額あるいは特例率というのが設定されているわけですので、それぞれその時々々の経済状況に応じて採られた措置だと思うんですが、現時点でそれがどこまで必要なのかということは、やはり検討すべきだと思います。

以上です。

○神野委員長

どうもありがとうございました。どうぞ。

○翁委員

御説明いただきましたように、相続税の課税が発生しているのが4%程度ということで、やはり相続税の所得または資産の再分配機能とか、財源調達機能というのは大きく低下していると思われるべきだと思っております。

特に、地価の上昇を背景に引き上げられた基礎控除が、ずっとそのままになってい

るといのは、今までの地価の下落傾向を見れば、その控除を見直して縮小していく必要があるのではないかと思います。

それから、日本人の寿命というのは非常に長くなってきておまして、相続をする時点で相続人の年齢が高くなってきておまして、50代、60代で相続をする方というのも増えてきているということをお考えますと、余り相続人の財産形成ということについて、従来ほどに配慮する必要性が以前よりも薄れてきているのではないかと思います。相続税を支払える能力というのもかなり増加してきていると思いますので、もう少し薄く、広く相続税を支払っていただくという方向で考えていくことが重要なのではないかと考えております。

現在の高齢世代というものは、年金給付などについては、社会全体の支えによって十分受けておられる世代でもございますし、遺産相続の際に後世代のために、それを還元していくと、所得再分配を世代間で図っていくという考え方もあるのではないかと考えております。

また、今後をお考えますと、少子高齢化というものは一層進行していくということが考えられまして、そういったしますと、相続する人がどんどん減っていくということになっておまして、世代内での格差というものが一層大きくなる形で引き継がれてしまうということが考えられます。税率構造などにつきましても、いわゆる格差の是正という観点など、さまざまな角度から検討していく必要があるのではないかと考えております。

贈与税については住宅取得に係る贈与について特例措置がございますが、これはやはり高齢者に資産の保有が偏っておりますので、相対的に所得環境が厳しい若年世代が住宅を建てたいという場合には、これを促すこととなりますので、基本的にはこういう特例措置というものは、私は今の経済環境をお考えましても維持していいのではないかと考えております。

それから、固定資産税につきましても、やはり市町村税としての重要な安定的な税収源であると考えておりますので、今、見直しを実施されていることと思っておりますけれども、さまざまな政策税制措置とか負担調整措置などは見直していくという方向で考えていく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。どうぞ。

○田近委員

大分お二人に議論していただいたので、できるだけダブらないように、相続税については2点あるいは3点くらい、日ごろ考えていることなんですけれども、それを具体的に、平成22年度税制改正大綱、第3章の5で資産課税、相続税・贈与税、相続税は格差是正の観点から非常に重要な税だと、税を払っている人も少ないと、再分配機

能を果たしているとは言えない。そうなんですけれども、これはずっと言い続けてきたわけです。実態はどういう理由があるにせよ、基礎控除、5,000万プラス1,000万かける法定相続人、それどころか今の議論に出ておりましたけれども、ここ数年住宅取得を理由にして、更に軽減した。

後の資料で何ページとは言いませんけれども、たまたまスウェーデンも行ってきましたけれども、スウェーデンは相続税はもうやめたということですね。世界的にもそうなっている。

そういう中で、ある意味でお題目だけ唱えてもしょうがないという面がある。お題目というのは、ちょっと言い過ぎですけれども、要するに観念的などと言った方がいいと思うんですけれども、実態的に何で相続税が、今重要なのか。これは前の税調でも議論しました。やはりこの大綱で私が欠けていると思うのは、一部、翁さんが最後に触れたところなんですけれども、結局、なぜ今、相続税が必要なんだろう。やはり生涯の観点で見なければいけない。社会保障がこれだけ充実してきて、生涯で見たときに、国から受け取ったさまざまな給付、社会保障を通じてさまざまな給付がある。それと実際に、自分の払った負担がある。その差額は広い意味で社会から受けたものだと、その社会から受けたものをある時点、亡くなった時点で、やはり返すと、社会保障あるいは老後扶養の社会化、どういう言葉を使うかわからないけれども、やはり老後扶養の社会化というのが、私は余人を脅かさないで、これで格差を直すんだと言ったって、実際に今の政権でも足元から住宅だということを言えば、穴を開けるわけですね。ですから、それ自身の重要性は疑わないとしても、私は今、相続税を取り上げるときに、それでは、国民に訴えられない。それはもっと正面からなぜなんだと。重要なのは老後扶養の社会化なんだと思います。

ただ、それなら相続税ではなくて、死んだ人、被相続人にかければいいじゃないかという議論はあるんでしょうけれども、そこまでやると、あのとき議論した、民法的にそれはできない、できるの話になって、それは今の範囲でやりましょうと、それが第1点。

第2点は、同時に課税ベースをどうするかという話があって、大昔いろいろあって、シャープ勧告のときは、受け取った人の、相続した人の財産額に従ってかけましょうと、ところが、土地の問題があって、長男に分けたいんだけど、そうすると、税金がかかってしまうから、いろいろなことをやると分けた後に兄弟げんか、家族げんかが絶えないと、今でもいろいろあるのかもしれないけれども、それが現在の理想的に民法に従って分けたらという配分方法をしてきたわけなんですけれども、それが今日の表を見ていただくとわかるように、土地の部分というのはものすごく減ってきているわけです。金融の部分になっているわけです。

そうすると、土地ははがせない、土地が一番上のお兄さんにあげたいと、けれども税金がかかってしまうからかわいそうだというのがあったけれども、それがなくな

ってきた現在において、その方式は踏襲する必要があるのか、それも大問題だと思います。いつまでもそういう理想的なことをやる必要があるのか、いっぱいもらっている人は払えばいいし、そこで兄弟げんかもしないようになればいいじゃないかと。

ですから、幾つか根っこの問題があって、80年代からの回顧ということも含めれば、やはり観念的なことだけで税を議論してはだめだ。やはり生涯の視点から考えなければいけない。これが第1点。

第2点は、金融資産が増えてきたということで、課税ベースの問題も真面目に考えなければいけない。

第3点は、資料に対して、少し物言いですがけれども、やはり事業承継税制、入ったばかりですがけれども、それについての説明がないというのは、甚だ物足りないと思いました。

これもいろいろあると思います。これを上げたからといって中小企業がうまくいくのかどうかわからないという議論もあれば、言ったら切りがないようないろいろな議論がありますけれども、事業承継税制はもっと正面からやるべき。

それから、脱税、節税のことがあるけれども、それは中里さんがおっしゃるかもしれない。

そういうわけで、もっと骨太のところで、相続税をもっと議論しなければ、私は不十分だと思います。

それから、地方の方は前から言っているんですけども、最大の問題は、商業地にどうかけるかだと思うんです。

これも今日は甚だ資料が手薄だと私は思いました。つまり、どこが出ているかというと、固定資産税というのはざくっと言えば、公示地価の7割、7割に更に7割をかける、49%が商業地の課税標準だとなっているわけですがけれども、それが商業地における評価額、地方税の6ページですか、各県はこれだけだから頑張っていますよと、もう7割達成していますから、この問題はもう終わりなのかというところだと思うんです。

ですから、仮に7割できちんと評価して、私も理解していないというか、逆にこれだけでは理解できない、そういう意味で言っているんですけども、7割で評価していったときに、本来取れた税に対して実際の税がどれだけ取れているか、これが反映されているのかどうか。

あと、商業地も、これは各県で一本で出しているのでいろいろある。だから、地方における最大イシューの1つだと思うので、ここの商業地の固定資産税の問題というのは、もう少し実態が知りたいという意味も含めてですけども、丁寧にやるべきかと思います。時間なので、とりあえず、そこまで。

○神野委員長

後藤課長、今の質問事項に関して何かありますか。特にいいですか。

○田近委員

つまり、一番言いたかったのは、要するに公示地価の7割に7割をかける商業地の課税標準ですね。課税標準に固定資産税率で1.4%ですね、それがある意味で本来取れる税ですね。その税額を計算して、それに対して実態的に取れた額がどのくらいなのか。

○岡崎自治税務局長

このグラフは、評価額と課税標準の水準を見ていますので、100%のところでは7割評価、地価公示の7割で評価して評価額は100%のところにして、その負担調整で7割を上限にしたりしていますので、かつてはおっしゃるとおり、評価額が7割評価でほとんど上がったので、実はほとんど取れていないところがあったわけです。それが長年かけて負担調整していきまして、ほぼ7割の水準に大体近づいてきたということなので、7割の7割はほぼ取れてきていますという表なんです。

○田近委員

私が言っているのは、7割、7割で例えば石川県なら石川県の商業地をやったと、それは1.4%かけて出すと、その額に対して、実際に取った額を割ったのがこれなんですかという意味なんです。

○岡崎自治税務局長

ですから、評価額の7割くらいが課税標準になっている、これの1.4%が今、ほぼ取れている状態です。

○田近委員

ほぼではなくて、計算の仕方として、課税標準、石川県の全額を出して、その1.4%をかけて、それに対して実際に取れた額を割ると、それが実効税負担額ですね。そういう計算をしているんですかという意味です。

○岡崎自治税務局長

石川であれば、その計算は70分の66.2になるわけです。

○田近委員

そういう計算はしているんですか、全部アグリゲートに足し合わせて。

○岡崎自治税務局長

全部足してこの数字になっているんです。ただ、7割評価というのは、今後もこれでいいと思うんですが、その7割でキャップをはめていますのは、非常に地価が高く上がっていたときにはめたわけですので、それを今後維持するのかどうかというのは、同じような時代の地価の状況の変化によって考える必要はあるかと思いますが、今の法律上の7かける7の仕組みの中では、ほぼ7割の7割に近づいておるといふことであります。

○神野委員長

あと、ちょっと確認なんですけど、2番目でおっしゃった法定相続分、課税方式、こ

れについても見直してもいいのではないかという議論です。最初の方で、しかし取得税方式を遺産税方式に急に変えるのは無理だろうからということと組み合わせると、取得税方式に純化させるということになるのでしょうか。そういう理解でいいのでしょうか。

○田近委員

だから、遺産税というのは、亡くなった人が払うという意味で。

○神野委員長

つまり、法定相続分課税方式を取得税方式の方に純化させていくという提案になるんですかということです。

○田近委員

考え方は、ものすごい大きな話ですけれども、今、もし、この相続税を日本でどうするかという議論をしたときに、1つは遺産税という考え方は、私は出てくると思うんです。

○神野委員長

わかっていますが、最初に急には無理だからとおっしゃったので、法定相続分課税方式を遺産税方式の方に純化させていくのか、取得税方式の方に純化させていくのかということをお聞きしているんです。

○田近委員

現実的には取得税という形で純化させていくということです。

○神野委員長

わかりました。中里さん、お願いできますか。

○中里委員

相続税は世界的には廃止の傾向ですね。カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、イタリア、スウェーデンと全部廃止してしまっていて、アメリカもサンセット方式で、2011年に廃止で、また戻るんでしょうけれども、余り高い税率で入れられないということなんですけれども、そこだけ見ますと、相続税がなくなっているように見えますが、所得税とのセットですから、例えばカナダは相続税を廃止したんだけど、含み益のあるものについて、みなし課税を相続のときにやってしまうわけです。ですから実質相続税と一緒にし、スウェーデンは相続税を廃止して代わりに固定資産税のような資産税を国税でかけていますから残っていますし、それから、アメリカは今まで相続時に含み益のある資産については親から相続すると、帳簿価額を上げていたんです。キャピタルゲインが所得課税上飛んでいたわけです。それを帳簿価額を引き継ぐようにしましたから、結果的には取り戻しているわけなので、廃止というのは、相続税だけ見ていると、現象と実態はずれてきますから、そこはうまくバランスを取った議論が必要なので、廃止論ばかりということとは、どうかなと思います。

ただ、フランスとか、夫婦間の相続税、つい去年か一昨年ですか、廃止しましたし、

子どもに対する相続税を随分低く下げていますので、余り高くというのは、なかなか難しい状態がある。特に夫婦の間で相続税というのはどうなんだろうと、これも民法の相続と絡むわけで、例えばフランスなんかだと、夫婦財産は共有性ですから、半分は嫁さんもので、残る半分についても相続ですから、かなり実質は低くなるんです。

相続税の性格、これは資産課税の国際比較のところの6ページに出ていますが、ドイツやフランスで、課税割合が2割近くいっているのに、税収の方は随分しょぼいですね。これは当たり前の話で、相続税は登録税ですから。ヨーロッパの伝統では、相続税というのは印紙税か登録免許税のようなものなので、形だけ取るというところがあるので、課税割合が多くてもそんなに税収は上がらないというのが、これは中世以来の伝統ですから、仕方がないんです。

それで、経済学者の方は、これは後知恵だと私は思うんですが、格差是正のために相続税を使うというんですが、所得税と違って相続税というのは、格差是正のためのツールではなくて、手数料ですね。要するに登録税とか印紙税で形式面に着目するところが大きかったんで、少なくともドイツやフランスやヨーロッパはそうなっていると、イギリスでもこれは印紙税なんだと思いますけれども、そうすると、余りこれに強烈なバイアスをかけて租税の性格を変えてしまうというのがどこまで可能なのかというのはあると思うんです。ただ、そうは言っても格差是正というのは重要なテーマですから、本質的にこれで何でもやってしまうということではなくて、限界をわきまえながら一定程度薄く、広く負担していただくというのがいいのではないかと思います。

遺産税の方に移すという御意見、これは、三木先生がお書きになったものに出ています。これだと困ったことが起こるんです。それは、障がい者等は救えないということです。残した人の相続財産に対してかけるわけですから、取得税であれば、障がい者が取得した場合にはものすごく税金を低くするという、例えばフランスなんかだと、通常の基本控除の2倍にしていますから、そういう個人個人の担税力に応じた調整というのが、遺産課税方式ではちょっと難しい、できなくはない、それはやり方ですから。ただ、なかなか説明が難しくなるということなので、あと、残した人と受け取った人の関係が夫婦なのか、子どもなのか、甥とか、要するに近親者では低い税率でもいいだろうけれども、関係ない人だったら、7割取ったって別に構わないだろうと、フランスがたしか6割とか7割、関係ない人には贈与税でも相続税でも取ってしまして、これは、棚ぼたはいいでしょうというのはわかりますけれども、夫婦でこんなにやられてもどうかなというのがありますので、そういうバランスが関係してくるのではないかと思います。

ですから、この方式だからこうだ、例えば格差是正はこの方式、こうだという単純論でいかないというところがポイントで、経済政策に乗りにくいというところはあるのではないかと思います。

それから、固定資産税は、日本全国一律で運営しなければいけないので、考えただけで困難たるや、大変だと思うんです。こういう言い方は失礼ですが、よくここまでもってきたというところなのではないかと思えますけれども、更に、多少格差があってもとか、そういう市町村ごとの特徴を生かしたような方向にもっていければ一番いいですけれども、なかなか難しいところがあるんだと思っております。現実論しか申し上げられません。

○神野委員長

流通税から発達したことは間違いはないけれども、イギリスなんかは、早目に累進税率を入れて。

○中里委員

イギリスは気合いが入っていますね。

○神野委員長

やや性格は変わったと考えるもいいですね。

○中里委員

おっしゃるとおり、先生が御専門ですから、途中で少し性格を変えたんですけども、出自が100%変わったかということ、やはり御先祖様の親の因果がということ、多少あるような気がしますね。

○神野委員長

では、植田委員、お願いできますか。

○植田委員

私は、22年度税制改正大綱の方向で基本的にはいいのではないかという思いを持っておりますが、相続税のところ、重要なのは、確かに中里委員もおっしゃったんですけども、格差是正というのは相続税だけで実現するわけではないので、やはり所得税のむしろ補完的な位置づけの方が大きいと思っておりますので、トータルに組み合わせて全体でといたしますか、税制全体がどういう格差是正の観点を持っているかというのを示すという、そのことがとても重要だと。ですから、書かれているとおりで大きな格差が固定化しない社会にするというのが税制全体であるということをはっきりメッセージとして出すと、そのことがとても重要だと思っております。

もう一点、固定資産税のところですが、ここに書かれていることは全くもっともというか、非常に多くの政策、税制措置や負担調整措置があるので、一種の侵食されているようなところがあるということなので適用実態の正当性を検証して、厳格に見直すということそれ自体は、ここに書かれていることだけだと、すごく当然の話なので、なぜ今までできなかったのかというようなことがむしろ問題になるようなところがあると思うんです。

多分、それぞれの都市づくりみたいなことで考えたときに必要なものと、国の施策との関係で、こういう措置が取られているというような異質なものが混じり合っ

るのではないかと思うので、もう少し必要な措置とそうではないのを仕分ける基準の
ようなものを、もう少し具体化しないといけないのではないかと思います。

以上です。

○神野委員長

ありがとうございます。それでは、井手委員、お願いいたします。

○井手委員

皆さんとの重複が多いので重ならない点だけ申し上げたいと思うんですが、1つは
今日御準備いただきました資料でいうと、国際比較の統計がございしますが、この中の
9ページを拝見していると、やはり日本の相続税、贈与税収の動きというのがいか
かにいびつというか、極端なものであるかが明確だと思えます。

1つは、90年代に入ってから落ちぶりというのが極端です。

それは、一方でもう一つ今日御準備いただいた資料で申し上げますと、資産課税の
3ページにあるものですが、やはりこれとの対照で見ていく必要があるのかなという
気がしています。この資料を見させていただくと、結局、バブルのときに小刻みに基
礎控除の部分を上げていっている反面、地価が下落していくその後のプロセスでは全
くいじっていないということが明確なわけです。

その意味では、資産価格が上がっていくときに、減税的な対応をするということが
あるのであれば、デフレ局面ではむしろ反対のベクトルというのがあってしかるべき
でありますから、そういう意味では、90年以降の急激な資産価格の下落をどうつかま
えるかというのは、基礎控除との関係で整理しておいた方がいいのかなというのが1
点でございます。

それと、80年代以降の流れを踏まえてということの御指摘がございましたので、こ
れは法人税の議論とも重なってくるような気がいたしますが、これまで少し議論がサ
プライサイドに偏り過ぎたような印象が私にはあるんです。もう少しディマンドの方
を見ていく必要があるのではないかという点を相続税に関しても感じています。

どういうことかといいますと、租税論でももはや常識になりますから省略をしま
すが、結局は消費課税が完璧であり、所得課税が完璧であるならば、それは当然相続
税というのはある程度小さくなっていても構わないのかもしれませんが、そうではな
い以上、相続税というのは残らざるを得ない。

そのときに、例えば、今、焦点になっている消費税との関係で言えば、私は反対で
すが、消費税が貯蓄促進的であるという説があるということをお前も申し上げました
が、仮にサプライサイド的にはそうだとしましても、これを例えばディマンドサイ
ドから考えていったとすると、貯蓄よりも消費を高めていくという観点から、貯蓄対
してどういう消費促進的な課税をするのかという議論があったっておかしくないと思
うんです。

こういう観点から考えれば、消費税との関係において、今度は相続税や贈与税とい

うものを位置づけていく。つまり、ここの負担を多少大きくすることで、消費促進的にするという議論があったって構わないわけですね。そういった視点というのも少し考える必要があるのかなと思っております。

あとは、先ほど別の委員も御指摘になっておられましたが、要は資産のうち金融資産の割合が増えているというのは明らかな事実でありまして、そこをどうつかまえるかという議論は同時にやっておかなければいけない。ですから、言わずもがなですが、納番をこの相続税との関係でどういうふうに入れていくのかということも重要な論点になってくるのかなという気がしております。

以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。では、関口委員、お願いいたします。

○関口委員

今日の議論は、資産の移転に対するものと、資産の保有に対してどのような課税をしていくのかという議論だと思って申し上げさせていただきます。

直感的に言いまして、政策的な要素の負担調整措置というのは資産課税には、いろいろあるなという感じがあって、まずやはりこの辺を何とかできないのかなという気がします。

先ほど来お話が出てきているとおり、資産課税自体に、いろいろな機能を持たせているという側面がある。これは補完的な意味で、いろいろな補完なんだという位置づけで、いろいろな機能を持たせているという形で、言い換えれば、所得課税でどのような課税をしていくのかということ、あるいは、消費課税でどのような課税をしていくのかということがまずあって、それを2つの柱として考えた上で、資産課税をどうするのかという捉え方で、やはりいかざるを得ない。

その際にやはり、先ほど田近先生がおっしゃったとおり、生涯所得で捉えるといった場合には、消費の残りが貯蓄だとすれば、やはり資産課税に関しては、ある程度適正に課税をしなければいけないという視点になっていくと思いますし、中里先生がおっしゃった形で言えば、所得課税の枠内でそれを統合していくという形でお考えだと思っております。

そういった面で考えますと、私には資産の移転に関しては、なんらか中立的な組み方ができないのかという感じがします。

地方税に関しては、資産の保有に関して、やはりどの資産を持っているかによって軽減措置があるというのがなるべくないようなスタイルで取り込んでいただけないか。そうすると、それは結果的に、課税ベースの拡大という形になって、インセンティブの措置とかいろいろあると思うんですけども、支出面で何か対応ができないのかという気がいたしております。それが1点目です。

2点目は、贈与税との関係でありますけれども、これは今日お配りいただいた資産

課税の国際比較のところの、8 ページであります、相続財産への合算への年数です。今、日本は過去3年間という形でやっていると思うんですけども、これは贈与税とうまく統合してもう少し期間を長くするとか、そういう組み方はできないのかどうかという気が少しいたします。

それは、私の中の想定では、相続税と贈与税というのはなるべく統合的にできないのか、これはシャープ勧告でもあった話でありますけれども、あの当時できなかった部分というのはやはり資産をつかまえるのが大変で、不表現の資産が問題があるという部分があったと思うんですが、今、歴史は60年経っていますので、パソコンを使ったりコンピュータで何か金融資産を捕捉するとか、そういった部分は過去よりはできる部分が少しある。見るとドイツが過去10年とかアメリカではすべてとなっている。このつかまえ方は、どんな形で補足しているのかということところは少し気になるころでありました。

3つ目が、これは課税の単位をどう捉えるのかというのを少し考えなければならぬのかもしれないなと思っております。それは、世帯の単位で、課税単位を捉えて、それを理想にしながら議論するのか、あるいは個人単位で議論をするのかというところで、これも過去の税調で、今、私が話した内容をいろいろ議論された中で、なかなか解決できなかった部分だとは思いますが、課税単位についても、資産移転税では議論としてはあるのかなと思っております。

○神野委員長

ちょっと確認ですが、今の普通世帯単位で捉えてしまうと、相続税というのは、大体世帯内の移転になりますね。

○関口委員

世帯です。

○神野委員長

世帯間の移転と、今、個人単位というのは、よくわからなかったんですけども、つまり、普通課税単位というと、世帯か個人か、先ほど中里さんが言ったような形で言えば、つまり世帯内の所得移転だと、世帯間では経済力は増えていないわけですね。今のは、そういう意味ではないんですね。

○関口委員

意味というのは、世帯か個人かということ、今、聞いているのは。

○神野委員長

そもそも相続税というのは、世帯課税単位としての世帯と個人といたら、個人でかけざるを得ないわけで、そういう意味で聞いたんですけども。

○関口委員

家族というふうに言えばいいんですか、家族か単独の個人かという単位。

○神野委員長

それだと、相続とか贈与というのは、家族内移転だから、つまり所得税の場合には移転はあるけれども、相続税や贈与税の場合には、通常は家族内移転なので、個人単位で捉えざるを得ないんですかと、今、聞いたんです。

○関口委員

多分、個人と言っている個人が、私は本当に1人の個人の単位で捉えるのか、あるいは夫婦間だというふうに、例えば配偶者と、夫婦間の移転を課税するという捉え方でいけば。

○神野委員長

これは世代間ですね。課税単位の話ではなくて、同一世代間、それは時間がちょっとあれなので、すみません。辻山さん。

○辻山委員

時間もないので少し短かめに申し上げますけれども、まず、大きな話として、相続税の話というのは、これは本当に議論し出したら切りがなくて、これぐらい哲学とか神学論争になりかねないものはないと思います。国際的に見ても所得税とかと比べても相続税というのは物すごく千差万別で、その国の考え方が反映されていると思うんです。

そういう意味では、遺産課税か遺産取得課税かということについて、日本は折衷的になっているんですけれども、この折衷的なことは必ずしも悪いことかという、必ずしもそうではなくて、遺産課税の部分というのは、結局、先ほど御指摘がありましたけれども、いわゆる所得税の補完をするような機能、未実現のキャピタルゲインの部分は課税していないわけですから、その部分について亡くなったときに調整するという、キャピタルゲイン課税を補完するという面もあります。

もう一つは、遺産取得課税になると、相続人の側の一種の所得税といいますか、新たに取得した所得に対する課税という側面があると思います。ですからそれを折衷的に組み合わせているというのは、必ずしも中途半端だということではないという整理もできるわけです。

ただしこの辺について議論し出すと、ちょっと時間が足りなさすぎるという感じがいたします。23年度に間に合わせるようにということだと、余り急にやり過ぎて将来に禍根を残してもいけないと思います。そういう面と言いますと、今日いただいた資料の資産課税のところの3ページの図を見ますと、大綱の言っている公平・透明・納得ということで申しますと、基礎控除をバブルのときに上げたのを元に戻すというのは、議論の流れからいっても納得感があるのではないかと。そこを下げるということについて異論が出ることは恐らくないのではないかと。そこで納得感の得られるところで、しかも短時間で議論できることということだと、そこかなという感じがしております。

それから、固定資産税についても、これもシンプルにしていくということで負担調整措置の在り方を見直して、課税ベースを広げた上で、あとは新たに税構造等につい

て考えていくということで、固定資産税については負担調整措置をできるだけ見直していくという、この2つぐらいが短時間の議論の中で広く納得が得られることなのかなという感じはしております。

○神野委員長

ちょっと時間が押しております、どうぞ。

○大澤委員長代理

もうほとんどほかの委員がおっしゃいましたので、個別の検討よりも、やはり何のための格差是正といいますか、その中で資産課税を考えるかということですが、田近委員が言われた老後扶養の社会化というのは、かなり広く納得の得られる論理ではなからうかと思えます。と同時に、もう一つ日本経済というのが、先進国では異例に過剰貯蓄体質であると。これは瞬間風速的なことというよりは、人口高齢化に伴って今後強まるというふうに十分考えられます。つまり、消費性向の高い世代の人口が減っていくわけですから。そこで日本経済全体としてもっと内需主導、特に消費が成長に果たす役割に期待するのであれば、高齢者が持っている資産を流動化して、消費性向の高い世代、比較的低所得で子育てをしている世代にどうやって消費力を移していくかというのが、マクロ的に非常に大きな課題になるのかなと思えます。

過剰貯蓄と言いましたけれども、ミクロとマクロでは、かなり貯蓄率は違っております、高齢化に伴って、貯蓄率が低下することがずっと懸念されてきました。実際には、2000年代に入ってから投資率がむしろ低下ぎみにあることの結果として、過剰貯蓄が増えています。これを所得階層別に見ると、過剰貯蓄と言えるような貯蓄というのは、ほとんど第4分位と第5分位の高所得世帯だけが保有しているという状況です。

どうして、この人たちが貯蓄に励むのかというのが、幾つか調査がありますけれども、社会保障への不信というのはやはり大きいようです。年金への信頼感と貯蓄率の相関関係を取った分析がありますけれども、年金制度は、かなり成熟してきたので、むしろ医療・介護といったところへの不安感が、お金持ちでもなおかつ貯蓄に励むという背景になっているのかと考えられます。これはまた元の話に戻りまして、消費性向の高い世代に消費力を移すといったときに、それは所得の再分配という形でやるのか、あるいは財やサービスの給付という形でやっていくのかということも含めて、マクロ的に国民の皆さんに納得していただける論理が構築できるのではないかと感じております。

以上です。

○神野委員長

どうもありがとうございました。まだ、議論があると思いますが、実は重要な法人課税の時間がなくなっております、申し訳ありません、資料の御説明もごくかいつまんで時間の節約に御協力いただければと思いますが、まず、法人課税について、安

居税制第三課長からお願いいたします。

○安居税制第三課長

安居でございます。それでは、お手元の法人課税とある資料に従って簡単に御説明をしたいと思います。

1 ページおめくりいただきますと、22 年度税制改正大綱を抜粋しております。その（1）のところに現状と課題とありますが、その冒頭の、我が国の国税と地方税を合わせた法人実効税率は、国際的に見ると高くというところが出発点でございます。続いて（2）の法人税の改革の方向性というところで下線が引いてあるところですが、租税特別措置の抜本的な見直しなどを進め、これにより課税ベースが拡大した際には、これこれを勘案しつつ、法人税率を見直していくこととしますとあり、これが基本的な認識であり、方向性であるというところは、恐らく異論がなかりょうかと思えます。そこで、具体的にこれをどうやっていくのかが、まさに直面する課題であろうと思っております。

（3）は中小税率の話、次のページの（4）は一人オーナーの話ですが、ここでは省略をしたいと思います。

資料をめくっていただきまして、右下に3 ページとあるところから、いろいろな資料を付けておりますけれども、以前にお送りしたり、御説明した資料とは少し数字が変わっております。これは会社標本調査の平成 20 年度分が今週出ており、それに応じて、数字をリニューアルしたためであります。

それで、19 年と 20 年では、実は法人税収が大きく変わっておりまして、例えば法人税額を見ていただきますと、総額が左側で 8.9 兆円とありますが、19 年度は 13.5 兆円であり、大分大きく変わっております。ただし、全体の傾向はそんなに大きく変わっているわけではなかりょうと思えます。

個別の説明は、適宜省略をさせていただいて、どんどん進みたいと思えます。

4 ページは、法人税の業種別割合の推移です。これも平成 20 年の数字が入っております。

5 ページは、欠損法人割合の推移です。ここは先ほど申しましたとおり、19 年から 20 年にかけて景気が悪くなったことに伴い欠損割合がぐんと伸びているということでございます。

6 ページは、法人企業の付加価値の内訳です。これには大きな傾向の変化はございません。

7 ページを見ていただきますと、所得金額と繰越欠損金額の推移でございます。これは繰越欠損の残、下に出ている方が 70 兆円から 90 兆円と大きく増えております。したがって、また、相当な重荷を背負っているなという感じでございます。また、所得金額、上に出ている方は大きくへこんでいることを見ていただけないかと思えます。

8 ページは、外国税額控除と研究開発税制の推移です。これは以前に御説明したものでは両方とも右肩上がりで上がっておりましたが、19 年から 20 年では、両方とも大きく下がっております。

続きまして 9 ページでございますけれども、法人税収と税引前の当期純利益の推移です。景気動向に応じて法人税収が大きく変動していることが見ていただけるのではないかと思います。

10 ページは、近年の法人税制改正の内容をまとめたものでございます。説明は省略させていただきます。

11 ページは、法人税率の推移です。

12 ページからは、平成 15 年以降の I T 減税でありますとか、研究開発減税についての考え方の資料です。これらは平成 14 年 6 月の答申に基づいて、15 年から改正が行われておりますけれども、その内容について 12 ページ、13 ページ、14 ページとございます。15 ページは、会社四季報から拾いました、研究開発税制によります法人税等の負担率の引下げの効果でございます。各業種や会社によってかなりばらつきがあるところを見ていただけるのではないかと思います。

16 ページからは減価償却制度についての資料を載せてございます。17 ページを見ていただきますと、平成 19 年度改正で 250% 定率法という、諸外国と比べても非常に進んだ、設備投資に対してやさしい税制が入っております。設備投資にとってやさしいというのは、つまり課税ベースにとっては、厳しいということでございますので、この辺をどうするのかということもあるのかもしれない。

19 ページからは、租特についての資料でございます。19 ページは租特の見直しに関する基本方針。

20 ページは、先ほど地方税の方でもございましたけれども、22 年度改正における租税特別措置の見直しの状況についての資料でございます。

21 ページを見ていただきますと、租特全体の増減収見込み額でございます。これは実はまだ数字を更新できておりませんので、21 年度のベースの数字ですけれども、租特全体で 7 兆円、増収分を差し引きますと 5 兆円というのが租特の全体規模でございます。22 ページに主なものが載っておりますけれども、ちょうど真ん中辺り、その他のところですが、ナフサの減税が 3.6 兆円とありまして、全体のネット 5 兆円のうち 3.5 兆円がナフサというのが租特の全貌でございます。

23 ページ以降は中小法人税率の関係の資料を付けてございますが、説明は省略させていただきます。

更に 26 ページ以降は、いわゆる一人オーナー制度についての資料を載せてございます。若干数字をリニューアルしているところはございますけれども、説明は省略いたします。

29 ページ以降は、これまでの政府税制調査会での議論において理論的な整理がなさ

れたものについて、参考までに資料として付けているところがございます。

説明は、以上でございます。

○神野委員長

御協力いただきましてありがとうございます。

それでは、引き続き、地方税に関わる法人課税について、山崎都道府県税課長からお願いいたします。

○山崎都道府県税課長

山崎でございます。大体基本的には、法人税の議論が適用される分もございまして、地方法人課税特有の問題についてお話申し上げます。

1 ページでございますが、ここでは地方法人課税の問題といたしまして「しかし」のところですが、法人住民税と法人事業税は、地方自治体の基幹的税目でありながら、景気に左右されやすいという問題を有しております。

それから、非常に偏在があるということがここに出ておまして、結果的に下線部でございますが、現行の地方交付税制度よりも財政調整の機能を一層強化した新たな制度を創設するための検討と併せて、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税法体系の構築に向けて議論を進めます。安定性と偏在性をどうするか。これが論点でございます。

2 ページでございますが、今、法人関係税は、地方は2つ持っております。この概要を書いております。

法人事業税の方は、これは20年ですからまだ大きいんですが5.1兆円、法人住民税の方は、都道府県民税で0.9兆、市町村民税で2.4兆でございます。もともと税の性格は、応益性の部分を言っておりますのが法人事業税、それから地域社会の費用、会費というようなことを言っておりますのが法人住民税でございます。

事業税の方は、明治11年以来の歴史を有しておまして、この辺りにございます。平成16年に外形標準課税を導入したり、平成20年に地方法人特別税・特別譲与税を創設しておりますが、この辺りも後ほど御説明いたします。

それから、法人住民税の方は昭和26年、29年に付け加わった税であるということが、ここがございます。

3 ページは、25年のシャープ勧告のころについて申しますと、新しい事業税について付加価値税を創設しようとしたとか、付加価値税施行までの間、暫定的に事業税とか特別所得税を課税することにしたりとか、法人擬制説でしたから、住民税を課さないことにしていた。

ところが26年になると、義務教育の話がございまして、法人市町村民税を創設したとか、29年には、警察行政の話がありまして、法人道府県民税を創設したとか、こういう経緯を書いてございます。

4 ページでございます。どのくらいの割合かといいますと、国税で法人税が21.8%

でございますが、地方の方でも 21.7%、特に都道府県の方では 34.0%が法人二税が占めているということで非常に大きな税目になっております。

5 ページでございますが、いつもごらんいただいているものでございますが、地方法人二税は本当にでこぼこが大きい、平成元年に 10 兆あったと、これが平成 8 年に 8.2 兆、19 年に 9.2 兆ありますが、21 年に 4.5 兆まで落ちている、こういう非常に安定性に欠ける部分がございます。

6 ページでございます。これは先ほど御説明を省略されましたけれども、法人税の見直しに合わせての見直しの部分、それから、平成 16 年には外形標準課税を導入しているということがございます。

7 ページでございます。国際比較の表が出ていると思いますが、東京とニューヨークを見ますと、必ずしも事業税、住民税の方が高いというわけでもなく、実効税率の部分でかなりアメリカの方が高い部分もあると。ただ、標準税率で申しますと 39.54%とか、この辺がございます。

8 ページでございますが、近年の改正でございます。特に平成 15 年度改正での法人事業税の外形標準課税の導入。

17 年度改正では、ずっと平成元年では見直していなかった分割基準を見直して、それなりの従業者、事業所数、それから本社管理部門の見方というのを書いております。

20 年に地方法人特別税を入れたと、これが大きな改正でございます。

9 ページでございます。法人所得課税の国・地方を合わせた実効税率について書いております。ここで御注目いただきたいのは 39.54%の実効税率のうち、地方の法人所得課税で 11.56%引き受けているというところがございます。外形標準課税導入でこれを物税化しましたので、若干落ちております。

10 ページでございます。外形標準課税の復習でございますが、当時公平性の確保とか、税の性格の明確化とか、基幹税の安定化とか、経済構造改革の促進等は、こういうことで入れました。資本金 1 億円を超える大法人に限る。4 分の 1 を外形標準課税にし、4 分の 3 は所得課税だということにしております。

11 ページで付加価値は何だということで、付加価値の中にどういうものを含めて考えているか、収益配分額の方には報酬給与、それから純支払利子、純支払賃借料、プラス単年度損益で付加価値額を換算していると。

ただ、労働分配率を上げれば、上げるほど収益配分額が多くなるんじゃないかという議論がありまして、雇用安定控除といって、この収益配分額のうち、7 割を超える部分まで報酬給与額があるときには、7 割に控除するというような制度も入れております。

12 ページでございます。若干、外形標準課税を入れるときに、少し当初案と違ってきた部分がありまして、資本割という、資本金等の額の 0.2%を外形標準課税の 1 つに使っているということでございまして、ただ、それを入れるときに必ずしも資本金が

企業のサイズを表していないという議論がありましたので、一定の持株会社についての特例、それから、1,000億円を超える資本金の会社については割り落としをする。1兆円を超える部分については課税標準に算入しないというようなところをやっておりまして、大きな銀行だとか、非銀行系では通信会社とか、こういうところがこういう利益に預かっている部分がございます。

13 ページでございます。先ほど欠損法人の話がありました。現在の外形標準課税でございますと、資本金1億円超の会社、利益法人1.6万社からいただいている。欠損法人の方も1.3万社からいただいているということがございます。全法人数251万のうち2.9万社が対象法人というふうになってございます。

所得基準と外形基準で、右でございますが、大体76.5%対23.5%としております。

次からが、偏在性の議論でございます。14 ページでございます。地方法人二税、地方税全体、全国平均を100としますと、東京都が265.6、奈良県が40.1と6.6倍の格差が出ております。

15 ページでございますが、反面、自動車税とか軽油取引税とかは、これと逆の動きをしておりまして、東京都が少なく栃木県が多かったり、それから東京都が少なく三重県が多かったり、こういうことがございます。

16 ページでございます。平成20年の経緯でございますが、法人事業税のうち、当時考えておりました消費税の1%相当額2.6兆円を国税化しまして、これを人口で2分の1、従業者で2分の1、これは地方消費税交付金の交付基準と同様でございますが、こういうふうな配分をいたしたわけでございます。

これがある意味では、地方消費税をどうするということまでの暫定措置としてこういうことの試みをいたしたということでございます。

次のページでございますが、これは法人事業税をはいで、法人特別譲与税をプラスして増減どうなるかというのは、Cの欄でございます。当初のもくろみですと2.6兆円がこの対象でございまして、例えば東京都は3,197億円がはがれるということでございます。

ところが、平成21年度の実績です。21年度は、実は半額です。これを2倍していただくと平年度とさせていただけると結構でございますが、東京都は856億と2倍しましても、1,700億程度でございますので、やはり全体の法人事業税の落ち込み部分がございます。こういうことになってございます。逆にはがれる予定のところは余りはがれていないという部分がございます。

18 ページでございますが、そのときの法人特別税についての暫定措置法でございますが、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として行われるというふうを書いてございましてこの部分が課題になってございます。

以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。それでは、申し訳ありませんが、国際比較について、諏訪園調査課長からお願いします。

○諏訪園調査課長

それでは、資料でございますが、最初の3ページ、4ページは、前回出した資料のうちの法人課税改革部分の抜粋でございますので省略したいと思います。

そういう中で、直近に行われた税制改革の動向という面では5ページに、イギリスとドイツの例だけ少しピックアップして掲げておりますが、イギリスでは2008年4月の例でございます。法人税率の引下げを30%から28%まで行うとともに、研究開発費の損金算入割合の引上げも行いましたが、減価償却制度の見直しあるいは中小法人軽減税率の段階的引上げなどにより、ほぼ中立的な増減収、中立の改正でございます。

ドイツは、消費税の引上げ後、2008年1月に法人税改革に取組み、法人実効税率を39%から30%まで引下げることににより4.1兆円。

一つ飛んで下の2009年1月、分離課税化の話ですが、これが0.1兆円、合計約4.2兆円の減収を見込み、一方で真ん中にごさいますように課税ベースの拡大等により、3.5兆円の増収、トータル総減収の約6分の5は増収で補填するという形での改正が行われております。

6ページ目がドイツにおける改革のもう少し詳しいものでございます。

7ページは、主要国の基本税率の推移。

8ページ目以降は実効税率の国際比較及びその推移。

10ページ目は、今となっては少し古い資料となっているんですけども、法人所得課税や社会保険料について法人負担を国際比較する観点から、業種ごとにどのような実際的な負担となっているかを試算したものでございます。

11ページ目は、社会保険料のうち事業主負担の国際比較。

12ページは、投資には、法人税率以外にもいろいろな考慮要因があるかということで、投資関連に関するいろいろなデータ、コストの比較ということをアジアと比べた形で掲げております。

以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。また、お手元に、小委員会で大澤委員長代理と、関口委員から提出された資料が添付されていると思っておりますけれども、それについて簡単にお二人からちょうだいできればと思います。

○大澤委員長代理

ごく簡単に申し上げます。2枚目の方の表からごらんください。

これは前回の専門家委員会でOECDのタックシング・ウェイジズを見るようにという御発言があったのですけれども、私が2、3年前に試算したものがありましたの

で、それを出ささせていただきました。

6列目というのが、事業主のネットの社会保険料負担率で、ネットと申しますのは労働者の税込み年収に対する事業主の社会保障拠出の比率ということです。この加工する意味は、社会保険料の労使の負担割合が国によって違いますので、その国によって負担割合の違う影響をコントロールしたのが6列目ということになります。

日本に関して言うと、OECD諸国の中で決してネットの社会保険料負担が高い国ではないというのがまず第1点ですが、それでも更に見えてこない点があります。これは生産労働者の平均賃金レベルにある単身者ということで取っていきまして、当然フルタイム労働者なわけでございます。そこで1枚目の方を見ていただきますと、これは厚労省の就労条件総合調査結果で労働費用の内訳を見ているわけです。

労働費用というのは、98年がピークで、その後下がり、そしてまだ上がっていないということがわかるんですが、このデータのみそは、ここに言う常用労働者というのはパートタイム労働者のほとんどを含んでいることです。

それで、厚生年金保険料率が上がったり、健康保険の保険料率が上がったり、介護保険料が賦課されはじめたにもかかわらず、法定福利費というのが、98年から2002年にかけて落ち、そのまま98年レベルまでは回復していない。特に厚生年金保険料というのが節減されているわけで、その主な方式はパート化によるものと考えられます。

日本はOECD諸国の中でオランダと並んで男女ともに最もパートタイム労働者比率の高い国でございますので、そのこともタクシング・ウェイジズのデータと併せて勘案して、事業主の社会保険料負担というのは、日本は決して重くないというか、それは国際比較のグラフにも出てくるんですけれども、かなり軽い方であるという論点の補強のつもりで出しました。

以上です。

○神野委員長

どうもありがとうございます。関口委員。

○関口委員

お手元に1枚の紙があると思うんですけれども、上に書いてあるものがよく出てくる国民所得に占める法人税収の比率で、これは日本が高いという議論がなされるところだと思います。

下につくった図にその作成の意図がありまして、法人といっても、各国別に法人数や所得額が異なるというのもありますし、家計との関係も異なっているという意識である。そこで少しSNAを使って、SNA自体にも限界があるんですけれども、議論をしてみたいということで、下の図をつくってみました。

下の図は、国民所得に占める法人所得の割合というものです。下の図のように日本は国民所得に占める法人所得の比率が大きいということが言えます。ドイツとアメリカについては後で申し上げますけれども、少なくとも日本は大きいほうに入る。

見方を変えると、各国の経済規模に占める法人所得の比率が大きいので、これは必然的に国民所得に占める法人税収の比率も高くなる。これは、ある意味当然の部分もあるのではないかと考えています。

ドイツに関して少しコメントをしておきますと、SNAの限界ではあるんですけども、ドイツに関して下の図の法人所得に関しては、個人所得税の対象になっている人的会社が入ってしまっている部分がありまして、ドイツはこういう高い値になります。

アメリカに関しても、これはS法人の所得も入っている形で法人所得が出ております。

ですから、ドイツ、アメリカに関して言えることは、もう少し国民所得に対する法人所得という意味では、下にシフトしていくような形になるであろうと思われま

す。ただ、この法人所得は、先ほど来出てきているように、欠損金に関するものは全部ネットに出てきてしまっておりますので、そういう意味では、ちょっと限界がある中での分析であります。

更に最後に一つだけ申し上げておくと、上に書いてある法人税収は、これもSNAの限界で、事業税は入っていないということがあります。以上をお含み置きの上、ここでやりたかったことは法人といってもいろいろな形があるので、それを踏まえた議論をしていくというのが大事であろうということでもあります。

○神野委員長

どうもありがとうございました。事務局の説明その他で、時間節約に御協力をいただいたんですけども、時間が押しております。そして、これは重要な問題でもありますし、次回は消費課税と地方課税をやりますので、次々回にやや時間的な余裕がありますので、本日は時間がないのですが、一当たり御意見もいただきたいと思いますから、要領よく、つまり、もう一回、第2ラウンドがあるということ念頭に置かれた上で、重要な点のみ御発言いただければと思います。

池上委員からお願いできますか。

○池上委員

法人課税についてですけども、税制改正大綱の一番の大きな論点は、やはり税率の引下げが可能かどうかという議論なのですが、その是非を論じる際の条件となる課税ベースの拡大をどうやるかということが問題になろうかと思

います。これまで、例えば引当金の廃止とか、見直しとか、あるいは受取配当の益金不算入の割合引下げとか、そういったことをいろいろやってきたんですけども、それを超えて更に何ができるのか。

そこで、先ほどイギリスとかドイツの課税ベース引下げの内容を調べていただいたんですけども、そうしますと、例えば日本で今やっている租税特別措置の見直しというのは勿論ですけども、それを超えて、先ほどの話ですと事業税の損金不算入で

すとか、あるいは支払い利子の損金算入制限といった措置が出てくるわけです。

そうしますと、今までやっている法人税の課税ベースに対する考え方をかなり大きく変えるものになってくる可能性があるのかと思います。そこまで踏み込むかどうかということが、今後論点になるかと、今のところ考えております。

もう一点、時間がないので簡単に申し上げますと、先ほど地方税について事務局から説明いただきましたけれども、図表などで法人二税という言葉があったんですけれども、確かに法人二税という言葉はわかったようでわからないような、つまり、事業税と住民税を両方一緒に論じるわけですが、やはりこれは論理的には分けて考えた方がいいだろうと。

どちらが重要かと考えると、やはりこれは事業税の方が重要な地方税であると思われれます。

実は、旧政府税調で、平成 19 年の 11 月に出された答申がございまして、このときは神野委員長が会長代理で、この中にもたくさん当時の委員の方がいらっしゃるわけですけれども、そこで出された答申で、事業税のことについてどう考えるかと書いてあったかというのと、簡単に要点だけ言いますと、今後については、多数の法人が法人事業税を負担していないという状況の是正を図るとともに、法人所得に対する税負担を軽減する一方、付加価値等に対して課税するものであり、応益性の観点から、将来的には外形標準課税の割合や対象法人を拡大していく方向で検討すべきである、と書かれているわけです。

私は、これは妥当な見解だろうと思っております。法人所得の実効税率の引下げでありますとか、あるいは地域間の税収格差を縮小する、あるいは税収を安定化させる、いろいろな観点も併せて考えますと、やはり付加価値割の拡大を進めていくのがよろしいのではないかと思われれます。

○神野委員長

どうもありがとうございます。翁委員、お願いします。

○翁委員

法人税につきましては、やはり経済のグローバル化に伴いまして、欧州やアジア諸国の動きを見ましても、法人実効税率の水準を引き下げていくということがどうしても必要になっていくと思っております。

その目的は、やはり我が国の立地の国際的優位性を確保して、成長の基盤である我が国を母国とする企業を国内にとどめておく、そして課税ベースを失わないようにするということがこれからの雇用の確保とか、日本の持続的な経済成長のために極めて重要だと考えるからでございます。

その財源をどうするかというのと、やはり課税ベースの拡大をまず図っていかなければならないわけです。その際には、租税特別措置の見直しをどうするかとか、支払利子控除の制限を検討できないかとか、いろいろな点を、なかなか難しいですけれども

検討していく必要があると思います。

その上で、最終的に所得税とか消費税等の組み合わせで、どういうふうな組み合わせで税収を確保しつつ、成長を維持していくかという議論をしていく必要があるかと思っております。

法人税の税率の議論をする際に重要なことは、やはり法人税の転嫁と帰着についての考え方をきちんと整理して、いろいろな分析がございますけれども、やはり株主にとってのメリットばかりではなくて、やはり、企業活動を自国にとどめることが、国民が今後、成長の恩恵を享受できるという理解を得ていくということが極めて重要だと思っております。

地方法人税に関しましては、やはり景気変動による不安定性とか、地域間の偏在とかいろいろな問題がありまして、これは地方税全体の問題、国税も合わせて包括的に見直していく必要のある論点だと思っております。

○神野委員長

ありがとうございます。では、田近委員、お願いします。

○田近委員

大きなところだけというか、本質と思われるところだけですけども、やはり相続税のときと同じで、何がここで本質的な議論なのかということなんですけれども、法人税を下げればそこで何か投資が増えるとか、そういうマジックの話ではないだろうと。また、投資がある意味で増えるだけがいいわけではないし、今、企業はキャッシュフローがいっぱいある中でそういうことではないだろう。

そうすると、触れられていないようなところで重要なことを言えば、やはり資産価額に対する、株価に対する影響というのは、どうしても正面から考えなければならぬだろう。株価は資産価額が上がることで、資産価値が上がることで、需要サイドにも影響があるわけで、それは圧倒的に大きい。

それから、翁さんが触れた、海外直接投資も対外直接投資が進んでいるわけですけども、これ以上それを出して促進する必要はないし、何よりも何でこれだけこの国は対内直投がないんだろう。それが第2点。

第3点は、これもこのごろ私も思って、この税調の場でも資料とか、次々回でも出してもらえればいいと思うんですけども、一体どの業種が税金を払っているんだ。要するに、課税ベースを広げるとか、多分計算をするまでもなく、電力会社とか、内需産業は払っているわけですね。ですから、内需拡大といっている一方、結局税を払っているのはだれなんだと、どこの業種かと、それは結局は消費者、勿論、消費者に帰着するんですけども、でもそこは明らかにしなければいけないということで、やはりまとめていくに当たって、なぜ法人税を議論するのか、あと国と地方の関係とか事業税をどうするかという議論は、今ここでしたら時間はないですから、それは控えます。

○神野委員長

中里委員、お願いします。

○中里委員

払うべき法人税を払っていないというようなことが、いろんな取引を通じてあり得るので、それについて国税にしかるべく対応できるような何かを用意するということだと思います。あとは経済学の御専門の方の御意見をお聞きします。

○神野委員長

ありがとうございます。植田委員、お願いします。

○植田委員

もう時間がないので、簡潔に。先ほど大澤委員の資料にもございましたけれども、この議論をするときに正確な事実の確認をやはりかっちりやっておかないといけない。どういうふうに方向性を考えるかということについて、これは雇用形態の変化との関係でお話がありましたけれども、それ以外にも先ほどもあったような、法人税を下げるという話と、課税ベースの拡大は不可欠だと思うんですけども、そのことが投資に本当にどういう効果があるのか、ないのか、この点も確認をしておくことが必要だと思います。

○神野委員長

ありがとうございます。では、井手委員、お願いします。

○井手委員

法人税の負担と国際競争力についての神話といたしまししょうか、そこをきちんと再検討する必要があるのかなというのが基本的な意見です。

そもそも企業が税負担のみで、立地や投資の水準を決めているのかという問題があるかと思います。むしろ賃金であったり東南アジアであれば東南アジアのマーケットの問題であったり、そこの関係で恐らく税負担というのは議論すべきだと思います。マクロ政策で見た場合も、経済的に言うと、国際競争力も確かに重要なんだけど、他方では、例えば財政がどれくらい厳しい状況にあるとか、国内の経済状況はどうかといったようなこととのマトリックスで、恐らく企業の税負担というのは決まってきた。つまり法人税と国際競争力という論点はこのマトリックスのごく一部に過ぎないということです。

ですから税負担と国際競争力の問題を安易に結び付けるような議論というのは、やめた方がいいのかなというのが基本的な意見です。

あとは、確かに税率というのは80年代以降下がってきているわけですけども、ただ、実際に企業の税負担が下がったかどうかというのは全く別のものだと思うんです。

その観点からいけば、よく例に挙げられるのが、日本とスウェーデンが90年代に劇的に法人税率を下げているという事実です。現実にはスウェーデンであれば80年代末には税率が大体52%だったわけですが、課税ベースが狭くて実効税率は20%程度しか

なかったというスウェーデン大蔵省の試算もあるぐらいで、むしろ課税ベースを広げ、実効税率を30%に上げたんだという説もあります。そこまで言うかどうかは別にしましても、相当に課税ベースを広げる中で、税率を下げていますから、90年代の企業の税負担は、むしろ増えているくらいだという推計もあるぐらいなんです。

そのときに、では日本はどうするんだと。ただ、池上委員がおっしゃったように、課税ベースを抜本的に変えていくというか、もともとの法人税の在り方を変えていくというのなら別ですけれども、課税ベースを広げることで税収を上げるという戦略がどこまで可能なのかは、正直に言うと、疑問に思うところがあります。

その意味では、法人税は下げるとしても、やはり相当税率の下げ幅というのは小さくなってしまわないかというのが率直な意見でありますし、あと、もし下げるとするならば、当然、金融所得課税とセットで議論しないとだめだということではないかと思います。

最後は、地方の問題で、今も池上委員がおっしゃったとおりで税の偏在性の問題等々ありますから、やはり外形標準化、特に付加価値割を増やしていくということが基本的な方向性かと思うんですけれども、ただ、中小企業の負担という問題は出てきますから、そこはまた給付の面で考えるのか、あるいは国税の減税との関係で考えるのか、別途検討の必要はあるかもしれません。

以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございます。関口委員、お願いします。

○関口委員

先ほどの表で、もう一個本当は出せばよかった部分ではあるんですけれども、国民所得に占める法人の貯蓄の割合というのを出すと、日本は圧倒的に戦後ずっと高いという状況がある。これにはいろんな説がありますけれども、1つは、投資需要に応えるというのがある。もう1つはそもそも配当での分配が法人が持ち合いしていて少ないというのがある。今まではそうだったと思うんですけれども、これからもし変化していくというふうにした場合に、日本の国民所得に占める法人所得の割合、あるいは法人の貯蓄の割合というのが、他国に収斂していくとすれば、それは家計に分配されていくのも一つのルートだというふうに解釈もできるのではないかと。

もしそうだとすれば、やはり個人段階あるいは家計の段階できちんと課税するという方向で考えるというのが1つの方向だと思います。

ただし、支払い配当とかキャピタルゲインについてインピテーションするとなると、今度は外国人の株主がいて、外国人をどうするんだという話にもなりますので、概算課税としての法人所得税の必要性というのはいはり否めない部分があると思います。

○神野委員長

どうもありがとうございます。辻山委員お願いします。

○辻山委員

重複する部分を除きまして、法人税率を下げるということについて、企業の負担の軽減なのかあるいはもう少しシンボリックな国際競争力、今、神話だという話もありましたけれども、一方では、今日いただいた資料の5ページにありますように、イギリス、ドイツともに税収中立であっても、しかし、法人税を下げるような情報を発信しているということです。やはり何らかの対応をする必要があると思います。

そのときに当然、課税ベースの拡大ということになるわけですが、いただいた資料の中で、例えば租税特別措置を全廃しても、そのインパクトというのは、かなり限られている。法人税の租税特別措置の増収というのは限られています。いずれにしても、今回の議論では、法人税を下げるというメッセージを出す、そのためにどういう措置をするのか、という問題として捉えることになると思います。

そのときに、課税ベースを拡大するという議論のなかで、これはあくまでも法人所得税なので、例えば支払い利息の損金算入をやめてみたりするのは、やはり法人所得税の概念から大きくはみ出してしまうことになると思います。ですから、所得の計算のタイミングを少し工夫するという部分はいいとしても、範囲というか金額まで、所得の概念から大きく踏み出すということはやはり問題だと思います。先ほど池上委員もおっしゃいましたが、それはできないというか、やるべきではないと思います。

それをやるなら、法人所得課税の範疇ではなくて外形標準課税の方でやるべきだと思います。

○大澤委員長代理

私は、結構です。

○神野委員長

申し訳ありません。となると、ほぼ時間どおりに終わりました。先ほどもお話をいたしましたように、いずれまた、次々回、その他でやり残した論点などについてはお話をさせていただくということにさせていただいて、今日の会合については、これで終了させていただければと思います。

では、次回につきましては、4月14日水曜日午後3時から、この場で開催する予定でおりますので、御予定その他について万障繰り合わせてお計らいいただければと思います。

議題は、先ほど申しましたけれども、消費課税と地方税を予定いたしております。

なお、本日の記者に対する説明は、この後、この場で私の方からさせていただきます。皆様にはお忙しい中、御参集いただきましたことを重ねて御礼申し上げます。

どうもありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。